

介護保険料のお知らせ

普通徴収（納入通知書で納める方）の方へ平成28年度分の介護保険料の納入通知書をお送りしました。皆さんから納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源となりますので、納期限までに金融機関や市町村の窓口で納付してください。

また、特別徴収（年金から天引きとなる方）の方へは特別徴収する保険料額等を記載した通知書をお送りしていますのでご確認ください。

介護保険料を滞納していると…

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続いている場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来の1割または2割の利用者負担が3割になったりする措置が取られる場合があります。

1年間滞納した場合 ・サービス利用時の支払方法の変更	サービスを利用した際に、いったん費用の全額を自己負担しなければならなくなります。 (保険給付分は申請により、後で払い戻されます。)
	
1年6ヶ月間滞納した場合 ・保険給付の差し止め ・差し止め額から滞納保険料を控除	いったん費用の全額を負担したあと、払い戻されるはずの給付費（8割または9割分）の一部または全額の差し止めなどの措置が行われます。なお滞納が続く場合には、差し止めた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
	
2年以上滞納した場合 ・利用者負担の引き上げ ・高額介護サービス費等の支給停止	介護保険料の未納期間に応じ、本来の1割または2割の利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

介護保険料の減額制度があります

生活困窮により介護保険料の納付が困難な方を対象とした減額制度を実施しています。減額が決定すると、介護保険料段階が第2段階の方は第1段階の保険料額へ、第3段階の方は第2段階の保険料額へそれぞれ減額されます。対象となる方は、久慈広域連合介護保険課またはお住まいの市町村の介護保険担当課で申請してください。

【対象となる方】

- ・介護保険料段階が第2段階または第3段階の方
- ・世帯の年間収入が120万円以下の方
(世帯員が3人以上の場合は、1人につき40万円を加算)
- ・固定資産税評価額が一定基準以下の方

【申請に必要なもの】

- ・介護保険料納入通知書または特別徴収額決定通知書
- ・収入額を証明できる書類
- ・印鑑

制度改正のお知らせ

低所得の方の施設利用者の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費と部屋代は、ご本人の負担が原則ですが、所得が低い方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。今回、在宅で暮らす方や保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を高めるため、食費・部屋代の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう見直しが行われました。

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受けるときは届出が必要になりました

介護保険の被保険者の方は、第三者行為（交通事故等）で状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。その際、サービスにかかった費用が第三者行為（交通事故等）によるものかどうかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から届出が必要になりました。

交通事故等により要介護状態となった場合や、状態が悪化した場合は、久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課に届出をお願いします。